

1. はじめに

本実施規程は、SGS ジャパン株式会社（以下「認証機関」）が認定を受けている Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes (PEFC) 並びに『緑の循環』認証会議 (SGEC) の要求に沿って定められたものである。

2. 範囲

認証機関は、JAB 認定の SGSJP プログラムに基づき、SGEC の要求事項との適合性について、申請者の森林管理活動を第三者機関として審査し認証書を発行する。

また、認証機関は、JAB 認定の SGSJP プログラムに基づき、SGEC/PEFC Chain of Custody の要求事項との適合性について、企業または組織（顧客）が適切に管理された供給源からの木製品の販売を確実にするような操業形態を取っていることを確認するための、Chain-of-Custody について審査し認証書を発行する。

認証機関の業務は、その絶対的自由裁量により、認証機関自体の職員、あるいは SGS の関連会社、又は提携している組織に委託して、遂行することができる。

認証機関は評価に際し適用する基準が特定の国際的に認定された基準書又はその他の規格文書に概説されていることを確実にする。適用する PEFC/SGEC 基準の承認日以前に認証を受けた認証取得者は新基準中に定められた「基準発効日」に基づき新たに承認された PEFC/SGEC 基準の要求事項に適合しなければならない。

認証機関は、国際的なベストプラクティスに基づく最高水準の高潔性が世界中の全ての活動に適用されることを確実にするため、「高潔性および専門家としての行動規範」に基づいたコンプライアンスプログラムを有している。認証機関の全ての従業員は、規範に示された高い道徳、倫理の基準とともに専門性、公平性、高潔性をもった認証機関の代表として活動しなければならない。その行動は公正かつ透明でなければならない。並びに、第三者からそのようなものとして認められなければならない。

認証機関は、認証プロセスの利用に当たり、依頼者の規模、又は協会若しくはグループの会員であることを条件にはならない。また既に発行した認証の数によって、認証に条件を付けてはならない。不当な財務的又はその他の条件を課してはならない。

3. 守秘義務

認証機関はその業務の過程で得た情報、並びに顧客以外（例：苦情申立者又は規制当局）から得られた顧客に関する情報に関し、組織の全員が機密を保持することを保証するものである。法的手続きまたは PEFC 評議会或いは SGEC による手続き又は要求に従う場合を除き、第三者に如何なる情報も開示しない。PEFC、SGEC のホームページ上での認証・公示情報公開の要求に基づく対応は、守秘義務の範囲から除外する。

4. 組織の構造

認証機関の組織としての責任、構造を示した組織図、および認証・ビジネスソリューションサービスの法的な地位を証する書類の写しは要請に応じて提供する。

5. 登録要件

登録を取得するために、顧客は次の手続きおよび規則を遵守するものとする。

- a) 顧客は審査プログラムを完了するために、認証機関が必要とみなす全ての文書、製品見本、図面、仕様、関連現場（外部委託先を含む）、要員及びその他の情報を認証機関に開示しアクセスを提供する。該当する場合、オブザーバの受入手配をする。又、認証機関との連絡を維持する権限が与えられた正式な担当者を任命する。
- b) 認証機関は、登録要件が十分に満たされていないと判断した場合、その点について顧客に通知する。
- c) 顧客が全ての要件を満たすために認証機関が定めた期間内には是正処置を取ったことを示すことが出来た場合、顧客にその追加の業務に対する料金を課した上で、認証機関はその部分についてのみ再審査を実施する。
- d) 顧客が定められた期間内に適切な是正処置を取れない場合は、認証機関はその追加業務に対する料金を課した上で全体の再審査を実施することがある。
- e) 適合性の証明は認証書及び付属書又はそれに添付されている資料に記載された審査場所に限定される。
- f) 顧客は契約書に記載されている全ての料金と費用の支払いに同意するものとする。
- g) 顧客は認証書が発行された認証範囲に関してのみ認証の主張を行うものとする。
- h) 顧客は、認証機関の評判を悪くするような製品認証の使用はしない。また、認証機関が誤解する、又は許可されていないと認めるような製品認証に関するいかなる声明も行ってはならない。
- i) 顧客は、特定の認証基準へ適合した状態で製品が認証されているということを示すように認証を使用する。
- j) 顧客は、認証書又は報告書、又はその一部が、誤解を受けるような方法で使用されないことを確実にする。
- k) 文書、パンフレット、又は広告などの情報媒体において自社の製品認証に言及する場合、認証機関の要求事項又は認証スキームの規定に適合している。
- l) 顧客は、認証機関から連絡を受けたときの適切な変更の実施を含めて、常に認証要求事項を満たす。
- m) 顧客は、認証が継続的な生産に適用される場合、認証された製品は、製品要求事項を継続的に満たすことを確実にする。
- n) 顧客は、認証要求事項への適合性に関して受けた全ての苦情を記録し、必要な調査を行う。また、その苦情、及び認証要求事項への適合性に影響を与えることと判断した製品の不備に関して、適切な処置を取り、その結果を文書化する。

6. 認証のための申請

認証機関は、認証機関としての唯一の意見として、認証機関又は PEFC/SGEC のイメージ又は評判に対し偏見や中傷を生じる又は生じる可能性のある活動を行ういかなる団体に対して商業的又はその他の関係を構築、又は維持すること、又はそのような団体に対し認証書の発行、又は過去発行した認証書を維持することを強制されてはならない。

記入済みアンケート用紙受領後、（FM 又は CoC 審査への）同意書を含み、認証範囲及びサービスの料金の概要を含む契約書類は顧客に送付される。認証機関は署名済みの契約書を受領後、その業務は認証機関の審査員に割り当てられる。その審査員は認証機関の手順に従った審査の実施を確実にするものとする責任を有する。認証書が授与されるまでは、顧客は審査の適用範囲内で PEFC/SGEC の要求事項（例えば、

PEFC/CoC 認証においては PEFC/CoC 基準）に適合している（又は、ほぼ適合している）ことを主張してはならない。認証の見積書への承諾を以って、顧客は認証書の発行に関し認証機関が設定する全ての要件に従うことに同意する。

7. 認証

認証機関は、審査報告書では考慮されていない、及び審査結果に影響を及ぼすような新しい、又は追加的な情報があつた場合には、それらを適切に考慮するにために、認証の決定を遅らせる、又は延期する権利を持っている。

本審査報告書が第三者による審査過程に提出され、登録要件を顧客が全て満たしているとして認証機関が確認した時に、認証機関は顧客にその旨を通知し、認証書を発行する。認証書の所有権はあくまでも認証機関にあるが、「写し」という文字を表示していれば第三者のために複製または複製してもよい。ただし、他者に提供する場合は認証文書の全部または認証スキームに規定されたおりに複製する。

維持審査 (Surveillance) により、顧客の森林管理システム、CoC 管理システム、製品又は製造工程が PEFC/SGEC 又は認証基準を満たさないと判断しない限り、認証書は通常5年間有効である。認定機関は、認証機関による認証書の発行、効力停止または撤回の決定を覆す権利を持っている。

認証機関の PEFC/SGEC 認証サービスにおける認定範囲が縮小、効力停止、又は取り消された場合、PEFC/SGEC 認定の夫々の範囲の縮小、効力停止、又は取り消し日以降6ヶ月以内に顧客の認証は事実上効力停止される。認証機関の認定が縮小、効力停止、又は取り消されたことは、PEFC/SGEC 認定の範囲の縮小、効力停止、又は取り消しから30日以内に顧客はSGSにより通知されなければならない。

8. 認証マーク

認証書の発行を以って、認証機関は規定された認証マークおよびトレードマークを用いる権限を顧客に与えるが、認証取得者は、PEFC/SGEC 商標の使用に関しては、当該地域の PEFC 認証管理団体 (SGEC 制度事務局) に対し直接商標ライセンス申請を行わなければならない。

顧客は、主張、ロゴ、認証マーク、トレードマークに関する認証機関および PEFC/SGEC の全ての条件に適合するものとする。審査中であるサイト又は認証書の付属書及びその他の付属文書に含まれていないサイトについて SGSJP、又は PEFC/SGEC 要求事項に対し適合している、又はほぼ適合していると表明してはならない。認証マークの誤った使用は、不適合となる。

9. 認証の維持と維持審査 (Surveillance)

認証機関は、定期的に、少なくとも年一回の、維持審査を行うものとする。かかる維持審査では指名された審査員の裁量によりマネジメントシステム、文書、製造、及び提供されるプロセス並びに製品の諸要素を審査する。顧客は維持審査のために必要とされたときはいつでも全ての場所又は製品を検証できるようにする義務を有するものとし、認証機関は、認証スキームの要求事項に基づいて、または報告された不具合や苦情を受けて、あるいは管轄権を有する規制当局の関与を要する違反事象に基づき、必要に応じて、追加の予告により、または予告なしに立ち入る権利を有するものとする。認定機関はいかなる審査においても SGSJP 審査員に同行する権利を保有し、又、機密情報へのアクセスを制限することはない。

顧客は、その認証書の対象となっている範囲で、全ての顧客苦情及び、関係当局やユーザーからの報告のあった環境、安全に関する不具合などを記録する記録簿を維持し、認証機関が要求した時には、それを提示できるようにしなければなりません。

認証機関はいつでも認証の要求事項及び/又は費用並びに手数料を改定する権利を保有する。認証機関は承認組織によるそうした変更承認から30日以内に顧客に通知しなければならない。別途指定が無い限り、顧客は、SGSJPプログラムの改定、一般的PEFC/SGEC要求事項の変更への対応を12ヶ月以内に行うものとする。企業との連絡先詳細（例：社名、所在地、電話番号）に変更が生じた場合、契約書、認証書、及びウェブサイトを確認して更新するため、SGSは直ちに通知されるものとする。更に、顧客は、管轄権を有する規制当局の関与を要する、認証範囲に関連した、あらゆる重大な不具合または違反事象を、速やかに認証機関に報告しなければならない。

10. 認証の更新

5年間の各認証周期の終わりに、その認証の有効性を再評価するために、顧客は第6節に記した手続きを踏み、完全な再評価を受けることを要求される。認証の更新についての要求事項は、通常、各認証周期の最後の維持審査で顧客に通知する。しかし本来は、顧客は更新申請の時宜を得て行う責任がある。

11. 認証範囲の拡大

認証の適用範囲を拡大し、新たな場所、又は製品を対象に加える場合、顧客は新たなアンケート用紙の記入を求められることになる。第6節に略述した申請手続きを踏むこととし、今まで対象とされていなかった分野について審査が行われる。認証範囲拡大の料金は作業の種類と手順に基づくこととする。認証範囲を縮小する場合は、顧客は認証機関に対してその縮小の理由を書面で連絡しなければならない。認証機関は範囲の縮小によって存続する認証範囲が侵害されないことを納得しなければならない。存続する認証範囲に対する審査が行われる場合がある。登録要件を全て満たしていると判断された時、範囲を拡大した部分を網羅する認証書の改訂版が発行される。かかる場合には、顧客は旧版の認証書を認証機関に返却しなければならない。

12. システム/製品の変更

顧客は、下記例のようにPEFC/SGEC基準の要求事項に適合する能力に影響を与える可能性がある変更について、遅延なく書面により認証機関に通知しなければならない。

- 法律上、商業上、組織上の地位又は所有権の変更
- 組織及び経営層（例えば、主要な管理層、意思決定又は専門業務に携わる要因）の変更
- 製品又は生産方法に対する変更
- 連絡先及び生産する事業所の変更
- 品質マネジメントシステムの重大な変更

認証機関は通知を受けた変更について追加審査の要否を決定する。認証機関に対する変更通知を怠った場合、認証書の効力停止となる場合がある。

13. 顧客の宣伝活動

顧客は、その森林管理システム、CoC管理システム又は製品が認証を受けたことを情報メディアで発表することができ、トレードマーク使用ガイドラインに応じ、認証範囲で事務用品や宣伝用の資料に認証マークを使用することができる。しかし、製品に対しては、その製品の適合性が認証されていない限りにおいては、認証マークを使用してはならない。

如何なる場合においても、顧客は宣伝や広告用の物品において、認証された製品と未認証のそ

れらとが混同されない様に注意を払わなければならない。顧客は、製品が実際は認証されていないのに、認証済みであるかのような誤解を第三者に与える可能性のある表現をしてはならない。

14. 認証書及び認証マークの誤用

認証書及び認証マークの使用に対する不正、又は誤った表示があった場合、認証機関は顧客の費用負担で、その実施を是正する措置をとるものとする。かかる措置には認証書の取り消し又は効力停止及び/又は法的措置及び/又は違法行為の公表などが含まれる。

15. 認証書の効力停止

以下のような場合、認証機関は認証書の効力を一定期間停止することがある。

- 定められた期限内に是正処置要求書に従わなかった場合。
- 顧客が第14節に記載した認証書及び認証マークの誤用を撤回又は然るべき是正処置により是正しなかった場合。
- 認証有効期間内に同内容の重大な是正処置要求が2回発生するか、一回の維持審査において新規の重大な是正処置要求が5件発生した場合。
- 見積書、登録申請書、「認証サービスの一般条件」、本実施規程に違反する行為があった場合。
- 製品が市場において不適合状態である場合。
- 顧客のマネジメントに変更があり、本認証プログラムの要求事項への継続的な適合性が不明確な場合。

認証書の効力が停止となった場合、顧客はいかなるPEFC/SGEC商標の使用、又は供給者がかかるとPEFC/SGEC商標をラベリングまたはマークしたいかなる製品の販売、又はそれらが認証のための要求事項に適合していることはいかなる主張を直ちに中止しなければならない。

認証の停止または取り消しの場合、顧客は関連するすべての広告物の使用を中止し、及びすべての認証書等の文書は認証機関の求めに応じ返却しなければならない。顧客は、認証されているかのように表示し、効力停止の通達された認証書に関連する製品に認証マークを使用してはならない。

認証機関はかかる顧客に対し書面により認証書の効力停止を正式に通知することとし、同時に、かかる効力停止を解除するための条件を提示しなければならない。これは、認証取得者が関連するすべての顧客を特定すること、及び当該顧客に対し効力停止から3営業日以内に、効力停止について書面により通知すること、並びにその通知記録を維持することを求められる要件を含んでいる。効力停止期間終了時に、提示した認証書の効力を回復するための条件が既に満たされているかどうかを判断するために調査が行われる。かかる条件が満たされている場合は、効力停止を解除し、認証書の効力が回復した旨をその顧客に通知するものとする。条件が充足されなかった場合は、認証書は取り消される。認証書の効力停止および回復手続きで認証機関に発生する料金はその顧客が全額を負担することとする。

16. 認証書の取り消し

以下のような場合には認証書の取り消しが有り得る。

- 効力停止が発生した際に、適切な処置を取っていない場合、又は廃業した場合。
- 顧客が認証機関との契約を解除した場合。上記の場合、認証機関は書面により顧客に通知することにより、認証書を取り消す権利を有する。この通知を受けた顧客は不服申立て（アピール）の通知を出すことが出来る。（第18節参照）。

認証書の取り消しの場合、

- 顧客は認証書の全てのコピーを認証機関に返却するものとする。
- 審査費用は一切返金されないものとする。
- 認証書の取消は認証機関によって公開され、適切な認定機関に対して通知されるものとする。
- SGSは、認証取得者がSGS JPの全ての要求事項に従わない場合、法的措置を開始する権利を有する。

認証書の取り消しの場合、顧客は以下のことが求められる。

- いかなるPEFC/SGEC商標の使用、又は供給者がかかるとPEFC/SGEC商標をラベリングまたはマークしたいかなる製品の販売、又はそれらが認証のための要求事項に適合していることはいかなる主張を直ちに中止すること。
- 認証書を認証機関へ返却すること。
- 自らの費用で、製品、文書、広告又は販促品から使用された全てのPEFC/SGECの名前、文字、ロゴ、認証マーク、又は商標を取り除くこと。
- 認証機関、又はPEFC認定機関がこれらの義務が果たされていることが確認できるよう、認証機関、及びPEFC認定機関に協力すること。
- 認証取得者は関連するすべての顧客を特定すること、及び当該顧客に対し認証の取り消しから3営業日以内に認証の取り消しについて書面により通知すること、並びにその通知記録を維持することを求められる。

17. 認証書の取り下げ

顧客が書面により認証機関に認証書の更新を望まない旨を通知した場合、又は認証製品の供給をその後一切行わない場合、又は顧客が必要な更新の申請手続きを適時に取らない場合には、認証書が取り下げられることとなる。

取り下げの場合、認証機関は審査料金の払い戻しは行わず、認証書の取り下げを公表するものとし、必要があれば認定機関に通知する。

18. 不服申立（アピール）

どんな理由であろうと、認証書が発行されない、効力が停止される、又は取り消される可能性があるとの通知を受けた場合、顧客は不服申立を行う権利を有する。不服申立を行う意思のある場合は、認証書の不発行、一時停止、又は取り消しの通知を受領後7日以内に、書面によりその旨を認証機関に通知しなければならない。不服申立手続きにおいて、顧客は認証機関に対して不服申立てを行うと決定した日から30日以内に、検討に必要な関連の事実及びデータを添付し不服申立を提出しなければならない。全ての不服申立は認証機関に送られ、諮問委員などによる不服申立小委員会に提出される。認証機関は、決定の証拠資料の提出をするものとする。なお、認証機関のいかなる決定も、不服申立に対する結論が出るまで有効である。この上訴委員会の決定は最終的なものであり、顧客ならびに認証機関の双方に対し法的拘束力を有する。一旦この不服申立てに対する決定が下された場合には、紛争のいずれの当事者もこの決定の修正または変更を行うための反対要求を出すことは出来ない。

不服申立が認められ、認証書が発行又は復帰できた場合、顧客は認証機関に対し認証書発行の見合わせ、効力停止、又は取り消しの通知の結果発生した費用またはその他の損失に対する支払いを請求することは出来ない。不服申立は、正当に設置された不服申立小委員会により判断が下されない限り、不服申立されている決定の有効性は、一時停止されることはない。

19. 苦情

顧客が認証機関の職員の行為に関し不満を感じる理由がある場合、時機を逸することなく書面により森林認証マネージャーにその苦情を申立なければならない。森林認証マネージャーに対する苦情の場合は、その苦情の書面はSGSジャパン株式会社認証・ビジネスソリューションサービス認証/認定統括責任者宛てとしなければならない。

認証機関は予告なしに本実施規程の追加、削除、変更を行う権利を有する。
全てのサービスは、「認証サービスの一般条件」に従って実施されるものとする。